

千葉県教育委員会会議議事録

令和5年度第2回会議（定例会）

1 期 日 令和5年5月17日（水） 開会 午前10時30分
閉会 午前11時45分

2 教育長及び出席委員

教育長 富塚 昌子
委員 井出 元
岡本 毅
貞廣 斎子
花岡 伸和
永沢 佳純

3 出席職員

教 育 次 長 井田 忠裕
教 育 次 長 杉野 可愛

企画管理部

企 画 管 理 部 長 富田 浩明
学 校 危 機 管 理 監 荒金 誠司
教 育 総 務 課 長 原 義明
教 育 政 策 課 長 鈴木 真一
財 務 課 長 北村 規彦

教育振興部

教 育 振 興 部 長 中西 健
教 育 振 興 部 次 長 中臺 一仁
生 涯 学 習 課 長 古谷野 久美子
学 習 指 導 課 長 石川 康浩
特 別 支 援 教 育 課 長 杉村 哲
教 職 員 課 長 吉本 明広

企画管理部

財 務 課 予 算 班 副 主 査 新井 翔太
同 副 主 査 吉田 太陽

教育振興部

生涯学習課社会教育振興室主幹兼室長 佐久間 守一
同 社会教育班長 市原 貴雄
学習指導課主幹兼高等学校指導室長 小山 雄一郎
同 主幹兼義務教育指導室長 田中 宏知
同 高等学校指導室主席指導主事 織田 克彦
同 指導主事 大串 彰宏
同 主事 大川 真吾
同 義務教育指導室主席指導主事 吉村 政和
同 指導主事 高木 正紀

特別支援教育課主幹兼教育課程指導室長	横山 健司
同 指導主事	井上 洋平
教職員課主幹兼管理室長	山中 敬生
同 首席管理主事	佐々木 恵
同 管理主事	片岡 大輔
同 管理主事	鈴木 保博
同 管理主事	高梨 正巳

事務局

企画管理部教育総務課	
主幹兼委員会室長	島原 一紀
同 主査	杉本 浩二

- 4 教育長開会宣告
- 5 署名人の指名 井出 元 委員
- 6 令和5年度第1回千葉県教育委員会会議（定例会）議事録の承認
- 7 議題の宣告及び非公開の決定

本日の案件は、第5号議案から第14号議案の議案10件、第4号報告の報告議案1件、報告2件である。第9号議案は、教育委員会会議規則第13条第1項第四号「知事又は議会に対する意見の申し出等」に該当することから、第10号議案から第14号議案については、同規則第13条第1項第一号「任免、賞罰、人事」に該当することから、非公開により審議する。

8 進行役の指名

千葉県教育委員会会議規則第27条の2の規定に基づき、ここからの進行を井出委員にお願いする。

9 審議事項

第5号議案 千葉県生涯学習推進方針について

【生涯学習課長】

本件は、人生100年時代・Society5.0の到来、社会的包摂の必要性の高まりなど、生涯学習をめぐる環境が大きく変化する中で、県民一人一人が、いつでもどこでも学ぶことができ、その成果を生かし、生涯にわたり活躍し続けられる社会の実現を図るため、本県における生涯学習を推進するための方針を定めようとするものである。

方針の期間は、令和5年から令和14年までの10年間とする。ただし、今後の社会の変化に対応するため、5年を目途に必要な応じて見直しを行う予定である。本方針では第2章「生涯学習推進の方向性」にあるとおり、「多様な学習機会の充実」「学習に関する情報提供・相談の充実」「学習成果を社会に生かす仕組みづくり」、「多様な主体との連携・協働」の4つの大きな柱を定めた。これらを柱として、それぞれの項目について、県の役割だけでなく、市町村や民間に期待する役割についてもとりまとめ県全体で生涯学習を推進することとしている。

また、新たに取り組むものとして、職業につながる学びについて、幅広い学習情報を収集・提供するほか、学習者の要望に応じた最適な学びを案内する相談体制を構築することとし、こ

れらを一体的に運用する「学びの総合窓口」を設置する。相談業務にはキャリアコンサルタントや社会教育士の活用を考えている。

この計画の原案については、3月に広く県民への意見募集を行い、7件の御意見をいただいた。内容を精査したところ、推進方針に大きく影響する点はなく、一部資料の修正を行った上で、別添資料のとおり成案とすることとした。今後は、本方針に基づき、県の生涯学習推進に係る施策を推進していく。

【花岡委員】

現状の生涯学習の推進の中で、学ばれた方が社会で活躍しているケース、もしくは団体で生涯学習の研修等を受けた方が社会で活躍しているケースは県内であるのか。

【生涯学習課長】

地域社会で活躍する例として、県主催の学校支援に関するコーディネーター研修等を受けた方が、コーディネーターとして地域学校協働活動等に参加している事例がある。

【井出教育長職務代理者】

第5号議案について、可決したいがよろしいか。

【教育長・委員】

よい。

【井出教育長職務代理者】

第5号議案は、原案どおり可決する。

第6号議案 令和6年度千葉県県立高等学校第1学年入学者選抜要項の制定について

【学習指導課長】

この選抜要項は、県立高等学校管理規則第25条及び千葉県教育委員会行政組織規則第5条の規定により、令和6年度入学者選抜の方法等について定めるものである。

「第一 入学者選抜の種類」では、本検査及び追検査並びに本検査の期日以外に実施される入学者選抜の種類を、「第二 一般入学者選抜」から「第十 通信制の課程の入学者選抜」では、各入学者選抜について、提出書類、検査の期日、検査の内容、選抜方法等の大枠を定めている。令和5年度のものから日程以外での変更点としては、受検機会の確保のため、追検査の対象を「インフルエンザ罹患等のやむを得ない理由により本検査を全く受検することができなかった者」から「感染症罹患等のやむを得ない理由により本検査を全部又は一部受検することができなかった者」に拡大した。具体的には風しん・麻しんなど、学校において出席停止の措置をとるものも対象とすることにした。

この選抜要項を受けて、入学者選抜の実施に関して必要な具体的な内容を定めた千葉県公立高等学校入学者選抜実施要項を作成する。

本検査を令和6年2月20日、21日の2日間で実施し、令和6年2月29日に追検査を実施する。また、入学許可候補者の発表は令和6年3月4日に行う。令和5年度選抜と比べ、本検査から発表までの期間を1日増やし、6日としている。なお、選抜日程は、令和4年12月21日の教育委員会会議において決定し、すでに県教育委員会ホームページで公表している。

この入学者選抜要項は、本日の議決を経た後、報道発表し、県教育委員会のホームページで公表するとともに県報に登載し、県民に告示する。

【井出教育長職務代理者】

第6号議案について、可決したいがよろしいか。

【教育長・委員】

よい。

【井出教育長職務代理者】

第6号議案は、原案どおり可決する。

第7号議案 令和6年度千葉県県立中学校第1学年入学者決定要項の制定について

【学習指導課長】

この入学者決定要項は、「県立中学校管理規則」第25条及び千葉県教育委員会行政組織規則第5条の規定により、生徒の募集及び入学者の決定方法等について定めるものである。

昨年度からの変更点だが、これまでは議案資料19ページ上段、「第一 募集」の「二 募集定員」において、「男女同数を基本とする。」と記載していたものを削除した。新学習指導要領において、保健体育の授業でも原則として男女共習とすることが求められる等、中学校で行う学習活動や学校行事においては、必ずしも男女同数である必要がなくなっていることや、入試の合格基準の公平性を保つこと等への社会的な情勢を踏まえ、「男女同数を基本とする。」の一文を削除し、定員の80名について、男女の区別なく募集することとする。また、昨年度に引き続き、WEB出願を実施する。19ページ上段の「第二 出願」に記載はないが、WEB出願による提出方法については、この入学者決定要項に基づいて作成する実施要項や、当該校の学校説明会等で示す予定である。

次に、入学者決定の日程について、19ページ上段「第三 一次検査の実施及び二次検査受験候補者の決定」にあるように、一次検査は令和5年12月9日（土）に実施し、下段「三 結果の発表」のとおり、12月20日（水）に発表する。また、二次検査は、19ページ終わりから20ページ上段に記載のとおり、令和6年1月24日（水）に実施し、結果は令和6年1月31日（水）に発表する。これらの日程については、既に令和4年12月21日の教育委員会会議において決定し、県教育委員会ホームページで公表している。

この入学者決定要項は、本日の議決を経た後、報道発表し、県教育委員会のホームページで公表するとともに県報に登載し、県民に告示する。

なお、この入学者決定要項に基づいて、詳細を定める「入学者決定実施要項」を作成し、県教育委員会のホームページに公表する。

【岡本委員】

私立中学校の入試が2月1日から始まることから、2次検査の発表日を1月31日としていただいたことに感謝している。今後も続けていただきたい。

【貞廣委員】

「男女同数を基本とする。」の文言を削除していただいたことに感謝している。決定要項「第一 募集」の「一 応募資格」の2に、「志願する中学校の校長に志願の承認を特別に得た者」とあるが、特別に承認を得られるというのはどのような場合か。

【学習指導課長】

「一 応募資格」の1に「県内に居住するもの」との記載があるが、志願時に県外または海外に居住している場合に、4月1日以降に千葉県内に居住することを確認できれば、校長の承認を経て、特別に認めるものである。

【貞廣委員】

過去に、そのような例はあったか。

【学習指導課長】

過去にはあった。

【貞廣委員】

了解した。入学検査なので、基準をはっきりとし、公平に判断できるような制度にしていた
だきたい。

【井出教育長職務代理人】

第7号議案について、可決したいがよろしいか。

【教育長・委員】

よい。

【井出教育長職務代理人】

第7号議案は、原案どおり可決する。

**第8号議案 令和6年度千葉県県立特別支援学校幼稚部・高等部及び高等部専攻科入学者選考
要項の制定について**

【特別支援教育課長】

令和6年度の入学者選考の日程については、記載のとおりである。

続いて、変更点について説明する。令和6年度入学者選考要項について、令和5年度と大
きな変更点はないが、令和5年度の要項にあった別記「調査書及び学力検査等の結果の口頭
開示」について、「口頭開示」が「千葉県個人情報保護条例」とともに昨年度末に廃止となり、
現在は情報提供制度となっている。試験結果等の提供方法について、今回の要項では記載は
せず、高等学校の実施要項の公表時期とあわせて通知する。

この入学者選考要項は、教育委員会会議にて議決を経た後、報道発表及び県教育委員会の
ホームページで公表する。その後8月には、高等学校の説明会同様に、県内の公立中学校及
び特別支援学校を対象とした説明会を実施し、入学者選考について周知する予定である。

【花岡委員】

情報開示の方法について、生徒の障害の状態に応じた情報提供を行うのか。

【特別支援教育課長】

生徒の障害に配慮した情報開示を行う。

【貞廣委員】

高等学校の入学者選抜要項では、感染症罹患等のやむを得ない理由により追検査を行うと変
更となったが、特別支援学校では変更ないのか。

【特別支援教育課長】

追選考につきましても、高等学校の入学者選抜に準じた対応をしていく。受検者に不利益と
ならないよう対応する。

【井出教育長職務代理人】

第8号議案について、可決したいがよろしいか。

【教育長・委員】

よい。

【井出教育長職務代理者】

第8号議案は、原案どおり可決する。

第4号報告 教育委員会所管に係る令和5年度5月補正予算案について

【財務課長】

本件は、令和5年度5月補正予算案を知事が議会に提出するにあたり、予算案のうち教育委員会所管に係る歳入歳出予算について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、令和5年4月28日付けで本委員会に意見が求められたが、教育委員会会議で審議する時間がなかったことから、千葉県教育委員会行政組織規則第6条第1項の規定により、教育長が臨時に代理し、5月2日に知事に対して、本委員会として異議ない旨、回答したことを報告するものである。

教育委員会所管に係る補正予算額は、一般会計で、3億6,400万円の増額であり、補正前の額と合わせると予算額は、3,503億7,252万円である。なお、性質別内訳、項別内訳、財源内訳につきましては、記載のとおりとなっている。(1)「高等学校等新入生臨時給付金」は、予算額3億4千万円で、物価高騰の影響を踏まえ、制服や教材等の購入費の負担を軽減するため、特に影響が大きい高校1年生を対象に、県独自に給付金を支給するもので、所得にかかわらず、1人あたり一律1万円を支給する。(2)「県立学校の学校給食における物価高騰対策事業」は、予算額2,400万円で、食材等の価格高騰を受け、食材費の高騰分について、県が負担するもので、令和5年6月から事業を開始する予定である。

第4号報告は終了。

報告1 令和5年度千葉県公立高等学校入学者選抜学力検査結果の概要について

【学習指導課長】

令和5年度選抜は、前後期選抜を一本化して3度目の選抜となった。本検査を2月21日及び22日に、追検査を3月1日に実施し、3月3日に入学許可候補者を発表した。その後、定員に達しなかった学校を対象に、第2次募集及び定時制の課程の追加募集を実施した。また、新型コロナウイルス感染症の影響を受け本検査及び追検査を受検できなかった受検者を対象に設定した特例検査は、申請がなかったため実施しなかった。これらの結果を含め、入学許可候補者が確定した。なお、この入学許可候補者数の数値には、報道発表された採点誤りによる新たな入学許可候補者の人数(6名)も含めている。

令和5年度の本検査及び追検査では、全日制の課程の募集人員30,960人に対し、志願確定倍率は1.12倍で、入学許可候補者数は28,723人であった。第2次募集では、全日制の課程の募集人員2,244人に対し、入学許可候補者数は320人であった。入学許可候補者数の合計は、29,043人であった。

定時制の課程は、本検査及び追検査の募集人員1,317人に対し、志願者確定倍率は0.64倍で、追加募集まであわせた入学許可候補者数は818人となった。また、入学者選抜を4回に分けて行う通信制の課程では、現在1期～3期まで終了しており、203人の入学許可候補者を確定している。なお、令和5年度入学者選抜については、今後、三部制の定時制の課程で秋季入学者選抜を8月24日に、通信制の課程で4期入学者選抜を9月6日に実施する予定である。

続いて、学力検査結果の概要について、別冊資料は実施した学力検査5教科の得点合計や教科ごとの平均点、出題方針、問題別の正答率や得点の分布等をまとめたものである。「4学力検査問題の特徴」であるが、本検査、追検査とも5教科の学力検査を実施している。令

和5年度の検査問題については、中学校学習指導要領に基づき総合的な力をみることができるよう、基礎的・基本的な事項の正確な理解度をみる問題及び理由を書かせる問題を設定するとともに、学習した基礎的知識を応用して答えを導く問題及び思考力・判断力・表現力等を総合的にみる問題を出題した。

本検査の学力検査については、学力の高い生徒が受検する学校でも合計点が分散するよう、難易度の高い問題を設定するなどしており、平均点は単にその年度における志願者の学力を示すものではない。したがって、全国学力・学習状況調査における平均正答率とは、意味合いが異なっている。本検査での5教科合計の平均点は257.7点で、昨年度より9点低い結果となった。なお、追検査については、令和3年度及び令和5年度の受検者数が少なく、本検査と比較する上でのデータが十分ではないため記載していないが、令和4年度の追検査については、受検者数が100名以上いたことから掲載している。

本検査については、教科ごとの出題方針や各教科の問題ごとの正答率等を示した。特徴として、基礎的・基本的な知識や技能等を問う問題の多くは正答率が高いものの、課題を的確にとらえ、物事を論理的に組み立てる力や思考力を要する問題の正答率に低い傾向が見られ、この傾向は、昨年度と大きくは変わっていない。昨年度、ご指摘いただいた15、16ページの英語のリスニングについても、平均正答率が大きく下がっていることもあり、無答率が依然として高い状況である。

16、17ページには各教科及び5教科合計の得点分布を掲載した。英語以外については、ほぼ正規分布となっている。一方、英語については、これまでも指摘のあった二極化が、令和3年度、4年度から、令和5年度選抜では解消の傾向が見られたが、高得点帯がいなくなったという見方もでき、全体としても、学力が低下しているのではないかという懸念がある。今年度全国・学力学習状況調査では、3年ぶりに英語が実施されたので、その結果も分析し、中学生の英語の学力の状況をしっかり把握するとともに、今年度の検査問題についても、無答率にどう対応するのか、検討していく。

追検査については、18ページから27ページに教科ごとの出題方針や各教科の問題ごとの正答率等を示した。なお、昨年度から引き続き、学力検査の結果を踏まえた各教科ごとの「指導のポイント」を巻末にまとめた。これは、中学校での今後の学習指導方法や授業改善に役立ててもらうため、また、中学生に身に付けて欲しい確かな学力の定着を図るために作成したものである。

例年この冊子は、県内すべての公立中学校及び高等学校をはじめ関係機関に配布し、生徒の学力の把握や今後の指導改善に活用してもらっている。また、県教育委員会のホームページに掲載し広く周知することとしている。

【岡本委員】

別冊の11ページに記載のある数学学力検査の問3(3)の正答率が0%である。相対評価を行う入試において、正答率0%というのは難しすぎたのではないか。

【学習指導課長】

改善するよう努める。

【井出教育長職務代理者】

この冊子は担当する教員の手元に届くのか。

【学習指導課長】

中学校の教員については、例えば教育事務所が学校訪問する際に、この資料を用いた指導助言を行っている。各学校には、冊子を配付し、その結果を周知している。

【井出教育長職務代理者】

一人一人にじっくりと読んで欲しい。

【貞廣委員】

意見ではなく、お礼と今後の方針について、16、17ページに得点分布図が載っているが、このうち17ページの英語については、昨年のご承知の通り山が2つあり、かつ、右側の山が相当右に寄って左側が長くなっていた。選抜という目的に鑑みると、問題の設定が適切でなかったのではないかというような意見を出していたところ、令和5年度は、大体半分ぐらいのところボリュームゾーンがあって綺麗な分布となった。相当英語の作問した先生が工夫をしてくださった結果だと思う。こういう問題を作るのはとても難しいと思うが、ぜひ今後も子供たちの選抜が適正に行われるよう作問を工夫して行ってほしい。ありがとうございます。

【永沢委員】

記述問題について、無答率が高かったり、正答率が低かったりという話があったが、昨年に比べ配点の高い問題については生徒が一生懸命解くなど改善が見られる。引き続き記述の問題の配点や難易度を調整することで、受検者が記述の問題に取り組むという状況になって欲しい。

【学習指導課長】

委員のご指摘の通り、受検者が記述問題に手をつけず飛ばすことのないような問題作成に努めているところである。しかし、まだ結果を見ると記述問題の無答率が非常に高く、それが本当にわからなくて無解答だったのか、または手をつけずに無解答だったのかについては、よく調べてみないとまだわからない状態である。多少の改善が見られたというお話をいただいたが、引き続き課題として捉え、取り組んでいきたい。

報告1は終了。

報告2 令和4年度セクシュアルハラスメント及び体罰に関する実態調査の結果について

【教職員課長】

令和3年度調査からの大きな変更点は、「市立高等学校に在籍する生徒及び職員を調査対象にした」こと、児童への説明資料として、「大切な『プライベートゾーン』について知りましょう。」を設けたことである。

本調査は、より良い学校環境の構築等を目的として、千葉市立学校を除く全ての公立学校に在籍する児童生徒及び職員を対象に実施している。「2 調査結果の概要」の「(1) セクハラ実態調査の結果について」であるが、セクハラと感じ不快であったと回答した児童生徒の人数は、令和3年度と比較して増加し、100人当たり0.10人であった。実数で見ると全体で424人であり、令和3年度の381人と比較し43人増加している。児童生徒がセクハラと感じ不快であったとした具体的な内容であるが、「不必要に身体に触られ、不快であった」「容姿等の身体的特徴を話題にされ、不快であった」の項目での回答数が、どの学校種でも多く、「男のくせに」「女のくせに」等と言われ不快であった」の項目は全ての校種に入っているという結果であった。

平成28年度から調査内容に加えた「セクハラ以外のハラスメントを受け不快であった」と回答した児童生徒の人数は、100人当たり0.25人であり、実数で見ると、全体で1082人となっており、令和3年度の732人と比較して、350人増加した。内容としては、教員の発言内容、対応、指導方法についての回答が主なものであった。それぞれ記載のあった内容については、各学校のセクハラ相談員を中心に聞き取りを実施し、各学校において適切に対応している。

次に、「(2) 体罰実態調査の結果について」であるが、この調査は、児童生徒から体罰の項目に記載のあったものについて、当該児童生徒及び関係者から聞き取り等の事実確認を行い、体罰の疑いがあるものも含めて報告するよう求めたものである。調査の結果、新たに発覚した体罰等の事案はなかった。また、本調査とは別に、県教育委員会が、令和4年度中に体罰の事

案として事故を確認した件数は、6件であった。

この調査は、年1回実施しているところであるが、この調査と併せて、児童生徒や教職員がわかりやすくセクハラ相談がしやすくなるよう、校内に「セクハラ相談箱」を設置し、更に、県教育委員会のホームページに、児童生徒が直接相談できる相談窓口を設置し、周知している。引き続き、セクハラ及び体罰等の事故の未然防止に努めるとともに、精神科医やスクールカウンセラー・スーパーバイザーの助言を受けながら見直しを図り、学校の信頼につながる取組とするよう工夫していく。また、今年度から開始した「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する事業」を活用し、心理及び法律の専門家等の協力を得て、教職員に対して研修を実施し、職員全体の意識改革に取り組んでいく。なお、本調査結果については、15日に、記者レクをしたところである。

【岡本委員】

今年度から市立高等学校の生徒も調査対象になったが、一般の方から見ると、千葉市立を除くというのは違和感がある。統一してできないか。これは要望である。

【花岡委員】

セクハラと捉えた具体的な事柄の中に「授業中に寝ていて肩を揉まれて起こされることがある。」というものがある。ハラスメントは抗えない上下関係の中で起きるとされているが、教師が本来しなければならない指導を躊躇するような状況がないように配慮してほしい。

報告2は終了。

委員報告 1都9県教育委員会全委員協議会について

【岡本委員】

私からは全体会と分科会の報告させていただく。今回は3年ぶりに一堂に会して対面での開催となり、かなり本音の議論ができたのではないかと感じている。全体会冒頭で、私から課題の設定について意見を言わせていただいた。今回の課題は、「教師不足に対する取組について」ということだったが、課題とすべきは教員の数ではなく、質の高い教員を確保するにはどうしたら良いかということではないか。教員の数の確保だけならば、競争倍率が1.0倍を超えれば良いわけで、「質の高い教員を確保するためにはどうしたら良いのか」ということを、考えるべきではないかと申し上げた。そうしたこともあってか、私の所属した分科会では、様々な意見が出された。まず、教員を確保していくためには、早期退職者を防ぐ観点も必要だという指摘が出された。学生のインターンシップ、大学3年次からのプレ採用選考等、1都9県同じような内容に加えて、それ以外では、例えば大学の教員になるには試験がないが、小中高等の教員になるには、どうして採用選考が必要なのかということから、教員免許の取得を今までとは違ったルートからも取得できるようにできないかと言った意見。さらに小学校3年生以下に通信簿を渡す意味があるのかといったことも含めて、業務を見直して精選を進めていく等の意見が出された。それから、今話題になっている部活動の地域移行については、小・中学校については地域に移行していくことに理解できるが、通学範囲が広い高校に関しては、部活動の地域移行が必要なのか考え直すべきじゃないかといった意見が出され、大変参考になった。

8月31日と9月1日には千葉県で1都9県教育委員会教育委員協議会が開催されるので、今回の協議会を参考にしながら本音の議論が行えるようにしたい。

【永沢委員】

私が参加した分科会でも岡本委員が参加していた分科会と同じような議論があったが、私からはある学校の働き方改革について紹介する。その学校では職員会議をなくして、代わりにクラウドに上げた情報を各自がチェックし、必要なことは議論しようという提案がされた。最初は多くの教職員が反対したが、実際に行ってみると、時間の短縮もでき変更して良かったとい

うように教職員の意識が変わっていったそうである。今まで実施してきたことを変えるためには、校長先生だけでなく、教職員や保護者の意識改革が必要であり、都や県教育委員会がしなくていい仕事はしないということを発信することで、教職員や保護者等の意識改革の手助けとなり、学校の働き方改革を後押しできるのではないかという意見や、子供たちが学校が楽しい、勉強がわかるようになったと変わっていくことで、保護者や地域の意識の変化に繋がるのではないか。学校が、自主的に働き方改革を選び取っていけるように後押しすることが必要ではないかという意見が出された。

2日目は、2022年9月に新しい本館がオープンした神奈川県立図書館などを視察した。図書館離れの解消を目指して、読書に集中するためにパソコンや筆記用具を使用しない静寂な図書室、調査研究に集中しやすくなるための個室やディスカッション・ルーム、本を介して利用者同士の交流を促進する交流スペース、会話を楽しみながら読書を楽しめるくつろぎスペースなど、新しい本館には読むための環境を充実させる使い勝手のよい空間が多数用意されていた。その空間で図書館主催の様々なイベントが企画されて、図書館を活用して継続的に学ぶプログラムが用意されていた。読書を通して自分と向き合う機会と、利用者同士が出会い交流する機会の両方を提供し、図書館や本と親しむ人達を増やそうとする神奈川県立図書館の取組を教えていただいた。

<傍聴・報道 退出>

第9号議案 専決処分の申し入れについて

学習指導課長の説明後、協議を行い、原案どおり可決した。

第10号議案 学校職員の懲戒処分について

第11号議案 学校職員の懲戒処分について

教職員課長の説明後、協議を行い、原案どおり可決した。

第12号議案 学校職員の懲戒処分について

教職員課長の説明後、協議を行い、原案どおり可決した。

第13号議案 学校職員の懲戒処分について

教職員課長の説明後、協議を行い、原案どおり可決した。

第14号議案 学校職員の懲戒処分について

教職員課長の説明後、協議を行い、原案どおり可決した。

10 教育長閉会宣告

令和5年6月14日 署名人